

令和 3 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
4 3	令和 2 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 4	令和 2 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 5	令和 2 年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 6	令和 2 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 7	令和 2 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 8	令和 2 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について	別 冊
4 9	綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1
5 0	綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
5 1	工事請負契約の変更について（令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械））	5
5 2	動産の取得について（高規格救急自動車）	6
5 3	令和 3 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 6 号）	別 冊
5 4	令和 3 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
報 告		
6	令和 2 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	7
7	令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	9
8	専決処分の報告について（綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例）	1 4

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者

の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項（第1号イを除く。）から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には」とあるのは「書面等による同意の取得については」と、「書面等の交付又は提出に代えて、第4項」とあるのは「書面等による同意の取得に代えて、第6項において準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載

事項」という。) 」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「当該書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号中「ア又はイ」とあるのは「ア」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「受領する」と、第4項中「第2項の規定」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請 負 契 約 者 勝栄・ニイクラ特別共同企業体
代表構成員
神奈川県高座郡寒川町田端1177番地
株式会社勝栄工業
代表取締役 中内 靖修
- 2 変更前請負契約金額 186,890,000円
変更後請負契約金額 201,110,800円
- 3 変 更 理 由 新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止していた
工事を再開したことに伴い、契約金額に変更が生じたため
令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

令和元年11月27日に議会の議決を経た令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 高規格救急自動車
- 2 契約金額 20,350,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市磯子区坂下町1番1号
神奈川日産自動車株式会社 法人営業部
部長 實方 忠雄
- 4 契約の方法 一般競争入札

令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

高規格救急自動車を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

令和2年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について
 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和2年度綾瀬市一般会計継続費
 令和2年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
9 消防費	1 消防費	旧消防本部庁舎解体工事	令和元年度
			令和2年度
			計
10 教育費	3 中学校費	春日台中学校プール改修工事	令和元年度
			令和2年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
60,000,000		54,900,000		5,100,000
228,224,200		204,800,000		23,424,200
288,224,200		259,700,000		28,524,200
7,650,000				7,650,000
11,490,000				11,490,000
19,140,000				19,140,000

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
60,000,000		54,900,000		5,100,000
255,980,000		234,500,000		21,480,000
315,980,000		289,400,000		26,580,000
9,248,000				9,248,000
13,872,000				13,872,000
23,120,000				23,120,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
27,755,800		29,700,000		△ 1,944,200
27,755,800		29,700,000		△ 1,944,200
1,598,000				1,598,000
2,382,000				2,382,000
3,980,000				3,980,000

令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.67)	— (17.67)	5.7 (25.0)	28.9 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準

綾監第49号
令和3年8月20日

綾瀬市長 古 塩 政 由 様

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 内 山 恵 子

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

資金不足比率

2 審査期間

令和3年7月7日から令和3年8月10日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲6.79) 赤字となっていません	12.67
連結実質赤字比率	— (▲7.68) 赤字となっていません	17.67
実質公債費比率	5.7	25.0
将来負担比率	28.9	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表示 (▲は黒字の程度)

イ 資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和2年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (▲1.7) 資金不足となっていません	20.0

※資金不足額がない場合は「—」と表示 (▲は黒字の程度)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市個人情報保護条例の一部を改正する条例

綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年7月30日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、綾瀬市個人情報保護条例の一部改正について、条文の文言整理等を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。